

第 5 次城陽市総合計画 基本構想（原案）

目次

1. 計画策定の趣旨と枠組み	1
1.1. 計画策定の趣旨	1
1.2. 計画の構成	1
1.3. 計画の期間	2
2. 将来像	3

令和 8 年 9 月

1. 計画策定の趣旨と枠組み

1.1. 計画策定の趣旨

城陽市では、平成 29 年（2017 年）に「第 4 次城陽市総合計画」（以下「現行計画」という。）を策定し、計画の推進に取り組んできたところです。

この間、我が国では人口減少・少子高齢化のさらなる進行、異常気象等による自然災害の激甚化・頻発化、SDGs やカーボンニュートラルの実現に向けた世界的な潮流、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機としたライフスタイルの変化、生成 AI の登場に代表されるデジタル技術の発達など、社会情勢や国民意識は大きく変化しています。

一方、本市においては、サンフォルテ城陽の整備事業や、JR 奈良線高速化・複線化第二期事業区間の複線化が完了したほか、今後は新名神高速道路の全線開通や東部丘陵地の整備などが予定されています。また、人口減少・少子高齢化の進行をはじめとする諸課題に対応すべく、福祉・介護の支援や健康づくりの推進、特色ある子育て支援と教育の充実、防災力の強化、農商工振興と観光の融合など、市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるための各種施策に取り組んでいます。これらの環境変化に伴い本市のまちづくりが大きな転換点を迎える中、まちの魅力発信や交流人口の拡大が重要となっています。

このような状況の中、令和 8 年度（2026 年度）に現行計画が目標年次を迎えることから、中長期的な展望に立ったまちづくりの方向性と、進むべき目標をあらためて定めるため、総合計画全体を見直し、第 5 次城陽市総合計画を策定するものです。

1.2. 計画の構成

本計画は、本市の将来像を示す「基本構想」、将来像を実現するための施策の方針を示す「基本計画」で構成しています。なお、行政が取り組むべき個別事業の方針を示す「実施計画（その他の計画）」については、別に策定します。

（1）基本構想

本市の将来像を示すものです。基本構想に示す将来像は、市民と行政が協働して実行することで達成されます。

（2）基本計画

基本構想で定めた将来像を実現するために、行政や市民をはじめとするまちづくりの主体が何をしていくかを示した計画であり、具体的な施策の方針を示します。

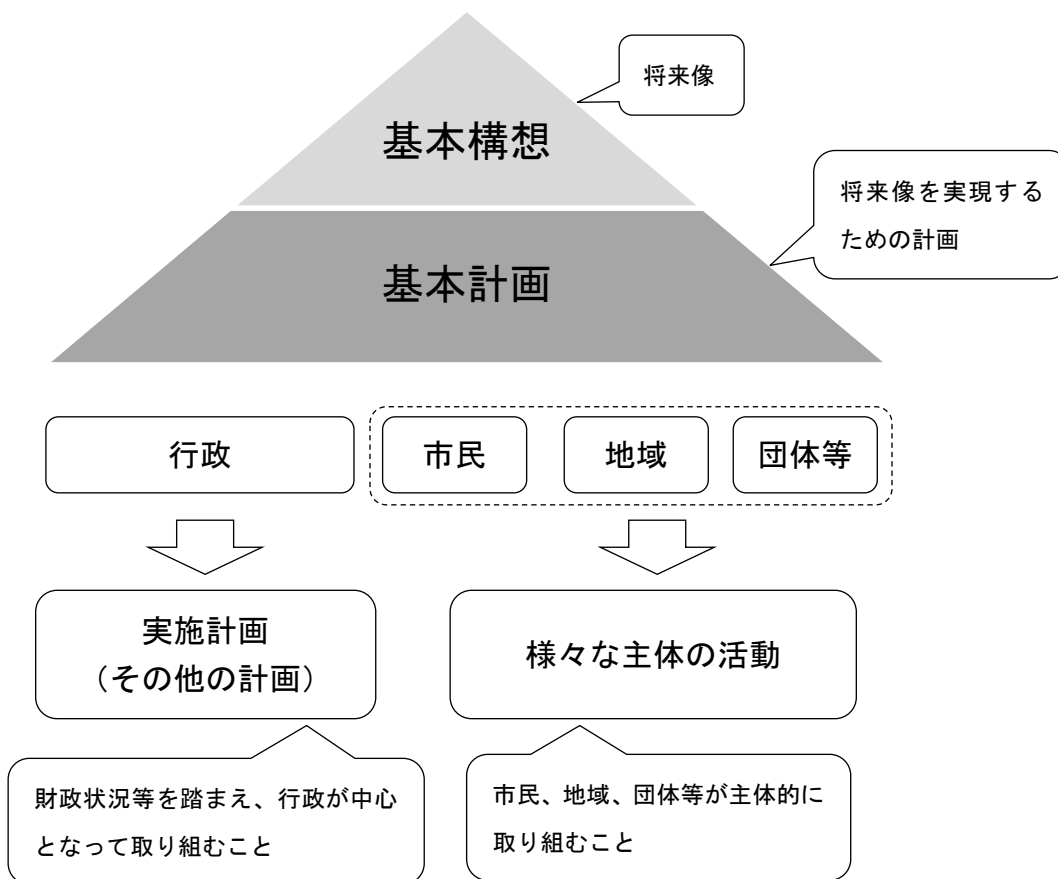


図 1 計画の構成イメージ

1.3. 計画の期間

基本構想は令和 9 年度（2027 年度）を計画始期として、計画期間を設定せず、長期的な視点に立った将来像などを定めます。

基本計画は 5 年毎に策定するものとし、第 1 期基本計画の計画期間は令和 9 年度（2027 年度）～令和 13 年度（2031 年度）とします。



図 2 計画の期間イメージ

2. 将来像

本市は、奈良と京都の2つの古都の中間に位置する“五里五里のさと”として、多くの古人（いにしえびと）が街道を行き交い、文化・交通の要衝として発展してきたという歴史を有しています。さらには、新名神高速道路の全線開通に伴い、京阪神と中京圏の2大経済圏を結ぶ国土軸の一翼を担うこととなり、ヒト・モノの流れの広域的な拠点としても位置づけられます。

人口減少・少子高齢化の進行をはじめとする社会潮流の変化により、先行きの見通しが困難となりつつあるなか、安心・安全に暮らせるまちづくりを基軸とすることが求められています。また、そのためには、行政だけではなく、市民等とともにまちづくりを進めていくことが重要です。

歴史性に富んだ“五里五里のさと”と未来につながる“国土軸の都市”という本市のポテンシャルの融合により、にぎわいと交流を生み出し、未来に向けて市民がいきいきと暮らすことができ、誇りや活力を生み出すまちを実現するため、次の5つの将来像を設定します。

（1）感動や笑顔にあふれ、しあわせと健康をともに分かち合えるまち

〔福祉、健康、医療〕

少子高齢化社会にあっても、性別、年齢、障がいの有無などに関係なく、誰もが住み慣れた地域で支え合いながら健やかに暮らし続けることができ、感動、笑顔、やさしさにあふれた日々の中で、しあわせと健康を実感できるまちをめざします。

その実現に向けて、行政と市民・地域が一体となり、妊娠期（胎児期）から高齢期までのすべてのライフステージに応じた福祉・健康・医療の充実を図ります。

また、市民が心もからだもいきいきと過ごせるよう、生涯を通じた健康づくりに取り組める環境整備を推進します。

(2) 健やかなところをはぐくみ、いつまでもともに学べるまち

〔教育、歴史・文化、スポーツ〕

健やかなところと豊かな人間性をはぐくみながら、歴史・文化・スポーツを通じた人と人とのつながりを広げ、誰もが生涯にわたってともにいきいきと学ぶことができるまちをめざします。

その実現に向けて、次世代の担い手となる子どもたちが健やかに学び育つよう、児童・生徒が快適に学べる教育環境の整備や、市民自らの学習意欲を満たす生涯学習と社会教育の推進を通じて、持続的な地域社会の実現に向けて取り組みます。

また、楽しさや感動、精神的な安らぎを与える文化の創造や、本市が有する様々な歴史・文化資源の活用により、市民のふるさと意識醸成や交流・関係人口の拡大につなげます。

さらに、誰もが気軽に親しめるスポーツを促進することで、健康や生きがいがいづくりにつなげるほか、スポーツを通じた地域の魅力向上やにぎわいの創出を図ります。

(3) 交通ネットワークを活かし、交流と活力をともに創り出せるまち

〔都市基盤、環境〕

安全で快適な都市基盤と緑あふれる都市環境を調和させながら、本市が有する広域的な交通ネットワークを活かした利便性の高いまちづくりを進めることで、誰もが住み続けたい、訪れたいと感じるような、交流と活力をともに創り出せるまちをめざします。

その実現に向けて、市民が将来にわたり安心・安全に暮らすための都市基盤の整備や、本市が有する緑豊かな環境の活用を通じて、利便性の高さと自然への近接性が両立された住環境の保全・魅力向上を図ります。

また、基幹交通網の優位性を活かし、都市機能・施設の適正な配置と集積による、利便性の高い持続可能なまちづくりを推進します。

さらに、環境共生をめざし、環境負荷の低減に向けた取組を推進します。

(4) 地域資源を活かし、豊かさをともに築き合えるまち

〔産業、観光、広報、市民活動〕

本市が有する広域交通網の要衝としての立地条件の優位性をはじめ自然、歴史、文化、人材などの多様な地域資源を最大限に活かし、産業の活性化や観光の振興、本市の魅力発信等を通じて、多様な主体が地域の豊かさをともに築いていけるまちをめざします。

その実現に向けて、地域資源や地域特性を活かした産業の活性化や農商工振興を推進しながら、企業立地の促進や産業集積を図り、新たな雇用の創出や地域経済の活性化につなげます。

また、本市の魅力を効果的に発信することに加え、人権と多様性を尊重し、市民一人ひとりが主体的に地域づくりや市民活動に参加できる環境を整えます。

(5) 確かな備えを築き、安心・安全な暮らしをともに支え合えるまち

〔消防、防災・防犯、行財政運営〕

災害や犯罪に対する確かな備えを築き、市民、地域、行政がともに支え合いながら、誰もが安心・安全に暮らせるまちをめざします。

また、持続可能で効果的かつ効率的な行財政運営により、将来にわたり安心して暮らせるまちをめざします。

その実現に向けて、市民の暮らしやまちの持続的な発展に向けて脅威となる様々なリスクに対し、市民、地域、行政が連携して対策に取り組むことで、誰もが安心・安全に暮らせる環境を整えます。

また、頻発化・激甚化する自然災害や、複雑化・多様化が想定される緊急事案に対する備えとして、安定した消防・救急体制の確立や、市民、地域、行政の連携による、ハード・ソフト両面での防災対策を推進します。

さらに、将来にわたって持続可能で充実した行政サービスを提供できるよう、健全な財政運営に留意しつつ、適正で効果的かつ効率的な行財政運営を推進します。